令和8年度　滋賀県認知症介護実践リーダー研修　実施要領

1．目的

介護保険施設・事業所等全体で認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるチームケアを実施できる体制を構築するための知識・技術を習得すること及び地域の認知症施策の中で様々な役割を担うことができることを目的に実施します。

2．実施主体および実施機関

実施主体　滋賀県

実施機関　社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

3．研修対象者

次の（1）～（5）の全てに該当する者を対象とします。

（1）滋賀県内に所在する、下記の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員および看護職員等

（2）認知症介護の実務経験が概ね5年以上ある者

（3）「認知症介護実践者研修（含旧基礎課程）」修了後、1年以上経過している者

※介護福祉士資格を取得した日（登録証の登録日）から起算し、10年以上かつ1,800日以上の実務経験を有する者も、令和 9 年 3 月 31 日までの間は研修対象となります。

※本研修では、認知症介護基礎研修および認知症介護実践者研修で学んだ認知症介護の知識とそれを実践する際の考え方が理解できていることを前提に進めます。認知症介護実践者研修未受講の方はできる限り受講されることを推奨します。

（4）ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者

（5）研修の全日程を受講することができる次の〈1〉または〈2〉の者で、職場実習の実施協力が得られる者

〈1〉義務付け研修対象者

指定認知症対応型共同生活介護事業所で短期利用共同生活介護の指定を受けようとする事業所において、本研修修了者がいない場合、受講が義務付けられています。

〈2〉自己研鑽のための受講希望者

〈1〉以外の受講を希望する者

※本研修の受講対象となる介護保険施設・事業所等

①介護老人福祉施設　②介護老人保健施設
③介護療養型医療施設　④通所介護事業所
⑤通所リハビリテーション事業所　⑥訪問介護事業所
⑦訪問看護事業所　⑧特定施設入居者生活介護事業所
⑨短期入所生活介護事業所
⑩地域密着型サービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護事業所）

4．研修日程・定員

講義・演習　7日間　職場実習　4週間（詳細は研修プログラムを参照ください。）

※日程は講師等の都合により変更することがあります。

日　程	申込締切日（必着）	定員
令和8年 7月14（火） ～ 令和8年11月 5日（木）	令和8年　5月25日（月）	60名

【受講の留意点】

・全課程（7日間）受講可能であるか研修日程等をご確認のうえ、お申込みください。

・本研修は、連続して受講することを前提に構成していますので、途中で欠席されると欠席日以降の日程は出席できなくなりますので、ご留意ください。

・本研修は、「認知症チームケア推進研修」の内容を含みません。

5．受講申込方法

所属する職員の研修受講を希望する施設・事業所は、滋賀県社会福祉研修センター研修管理システム（以下、「研修システム」という。）を利用してお申し込みください。

研修システム https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga/

（1）義務付け研修対象者

次の1）および2）の方法にてお申込みください。（ 1）と2）の両方が必要です。）

1）研修システムにてお申込みください。

2）併せて、受講申込書（別紙様式1）および「認知症介護実践者研修（旧基礎課程）修了証の写し」または「介護福祉士登録証の写し」を申込み期間内に市町担当課へ送付または持参してください。

（各様式は当センターホームページまたは研修システムよりダウンロードしてください。）

3）市町担当課におかれては、申込書を取りまとめのうえ、市町の推薦書（別紙様式2）を添えて申込み期間内に事務局まで送付してください。

（2）自己研鑽のための受講希望者

研修システムにてお申込みください。

※「認知症介護実践者研修修了証の写し」または「介護福祉士登録証の写し」の添付が必要です。

6．受講の決定

（1） 申込締切後、約2週間で受講の可否にかかわらず申込者全員に通知します。

（2） 申込者が定員を超える場合は、申込期間内であっても募集を終了し、先着順に受講を決定することがあります。その際は、この研修が義務付けられている、本要領第3項「研修対象者」に規定する者のうち、同項〈1〉の者を優先します。

また、各施設・事業所より1名とし、前年度未受講の施設・事業所を優先する場合があります。

（3） 受講が決定された方は、研修システムのマイページにて受講決定通知書を確認できます。

(4) 受講の可否等については、次のとおり通知します。

1) 義務付け研修対象者

➔ 推薦者(市町長)、および被推薦者(当該各施設・事業所の長)に通知します。

2) 自己研鑽のための受講希望者

➔ 各施設・事業所の長に通知します。

7. 事前課題(レポート)等の作成・提出

受講決定後に次の2点について作成・提出していただきます。

(1)事前レポート

受講決定後、下記のテーマについてのレポートを事務局あて提出してください。

<テーマ>

①「自施設・事業所の人材育成の現状について」・「人材育成を実践しているなかでの困りごとについて」

②「自施設・事業所の認知症ケアの課題について」

上記のテーマについて、① ② 各 400 字以上で記述してください。

(2)研修評価

厚生労働省が定める様式に基づき、Google forms を利用して提出をしてください。また、評価は「自己評価」と「上司評価」の2種類を提出いただきます。

なお、「自己評価」と「上司評価」は、受講前・受講直後・受講3か月後の計3回の回答をお願いします。

8. 受講料および納付方法

(1)受講料 21,500 円

(2)納付方法

受講決定後、指定する期日までに指定口座にお振込みください。

なお、振込手数料は、各自でご負担ください。

(3)キャンセルについて

受講料振込後は原則として返金いたしません。

9. 修了証書の交付

(1)全課程を受講された方には、県より修了証が交付されます。

(2)修了については、全日程を出席し課題を期日までに提出した人が対象となります。

1)自施設実習の取り組みや報告に不十分な点があった場合は、修了証の発行を保留し、再提出・再実習を指示することがあります。

2)受講態度が不適切(学習意欲に欠ける、研修の運営を妨げる言動、迷惑行為等)で、注意のうえ改善がみられない場合は、県、事務局および講師の協議により受講を取り消し、修了を認めないことがあります。

(3)修了証書の氏名表記は、JIS コード第1水準および第2水準の文字による表記となり、外字が含まれている方については類似文字へ置き換えとなります。

(4)本研修の修了証書は紛失しないよう管理してください。(本研修が義務付けられた研修の申込みの際に必要となります。)

10. 研修会場

滋賀県立長寿社会福祉センター(滋賀県草津市笠山七丁目8-138)

※駐車場のスペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関の利用をお願いします。

【交通案内】

JR瀬田駅からバス利用　長寿社会福祉センター前BS下車　約15分

- 帝産バス③番のりば ： 滋賀医大行き（レストタウン・長寿社会経由）

※「龍谷大学行き」のバスは県立長寿社会福祉センターを経由しません。
注意してください。

※バスダイヤは、ダイヤ改正や運行状況等により変わります。

11. その他

（1）昼食は各自でご用意ください。また、ゴミはお持ち帰りください。

（2）県立長寿社会福祉センターの敷地内（駐車場を含めた敷地全体）は全面禁煙です。

気象警報等が発表された場合（※）や、県から事業の自粛要請が出された場合、その他交通機関の状況等により、研修を延期または中止せざるを得ない状況となる可能性があります。

このような場合は、下記のホームページおよび研修システムの「おしらせ」に掲載しますのでご確認をお願いします。

滋賀県社会福祉研修センター

ホームページ	http:// shiga-sfk.jp
研修システム	https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga
電 話 番 号	ＴＥＬ：０７７－５６７－３９２７

ホームページ

研修システム

※特別警報、暴風警報が県下で発表されている場合、研修実施地域で大雪警報が発表されている場合の延期等は、午前7時（午後の研修の場合は午前 10 時）時点の状況を目安に決定し、速やかにホームページに掲載します。

問い合わせ・申込み先（事務局）

〒525-0072
草津市笠山７丁目８－138 県立長寿社会福祉センター内

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
滋賀県社会福祉研修センター

TEL 077－567－3927　FAX 077－567－3910
〈問い合わせ時間〉平日 8:30～17:15（土・日・祝・年末年始は閉所）

ホームページ　http://shiga-sfk.jp

※ 認知症介護実践者研修受講状況の確認、修了証書の紛失等に関するお問い合わせは
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 在宅医療福祉・認知症施策推進係
TEL：077-528-3522 へお願いします。

（別紙1）

令和8年度 滋賀県認知症介護実践リーダー研修 プログラム

令和８年４月１日現在
（敬称略）

日程		時間	区分	科目名	担当講師
1日目	7月14日（火）	8:50～9:00		オリエンテーション	事務局
		9:00～16:30（昼休憩50分含む）	講義	認知症介護実践リーダー研修の理解	認知症介護指導者
			講義	認知症の専門的理解	大津赤十字病院 脳神経内科 部長 松井 大
			講義 演習	認知症ケアに関する 施策の動向と地域展開	認知症介護指導者
		16:30～16:40		1日の振り返り	事務局
2日目	8月6日（木）	9:00～16:30（昼休憩50分含む）	講義 演習	ストレスマネジメントの理論と方法	認知症介護指導者
			講義 演習	チームケアを構築するリーダーの役割	
			講義 演習	職場内教育の基本的視点	
		16:30～16:40		1日の振り返り	事務局
3日目	8月20日（木）	9:00～16:30（昼休憩50分含む）	講義 演習	認知症ケアにおける チームアプローチの理論と方法	認知症介護指導者
			講義 演習	職場内教育（OJT）の方法の理解	
		16:30～16:40		1日の振り返り	事務局
4日目	9月10日（木）	9:00～16:30（昼休憩50分含む）	講義 演習	職場内教育（OJT）の実践1	認知症介護指導者
			講義 演習	ケアカンファレンスの技法と実践	
		16:30～16:40		1日の振り返り	事務局
5日目	9月29日（火）	9:00～16:30（昼休憩50分含む）	講義 演習	職場内教育（OJT）の実践2	認知症介護指導者
			講義 演習	職場実習の課題設定	
		16:30～16:40		1日の振り返り	事務局
実習				自施設実習（2週間）	
6日目	10月15日（木）	13:30～16:30	講義 演習	職場実習中間報告	認知症介護指導者
実習				自施設実習（2週間）	
7日目	11月5日（木）	9:00～16:30（昼休憩50分含む）	講義 演習	結果報告・職場実習評価	認知症介護指導者
		16:30～16:50		閉講（修了証交付）	

※令和８年度において、本研修は「認知症チームケア推進研修」の内容を含みません。
※研修当日は、受付を済ませてプログラム開始5分前までに研修室に入室してください。

（別紙2）

認知症介護実践リーダー研修
義務付け研修対象者の申込方法等について

1.義務付け研修対象者は、申し込みに　(1)と (2)の両方が必要です。

(1)滋賀県社会福祉研修センター研修管理システムにて、受講者情報を入力・送信してください。

研修システム https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga

(2)併せて、以下の書類を市町の担当課へ送付または持参してください。

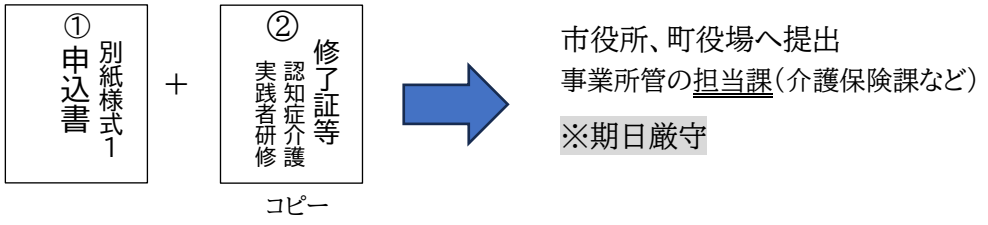

申込書類一式
① 申込書（別紙様式1）
② 認知症介護実践者研修修了証の写しまたは介護福祉士登録証の写し

2. 市役所、町役場の担当課
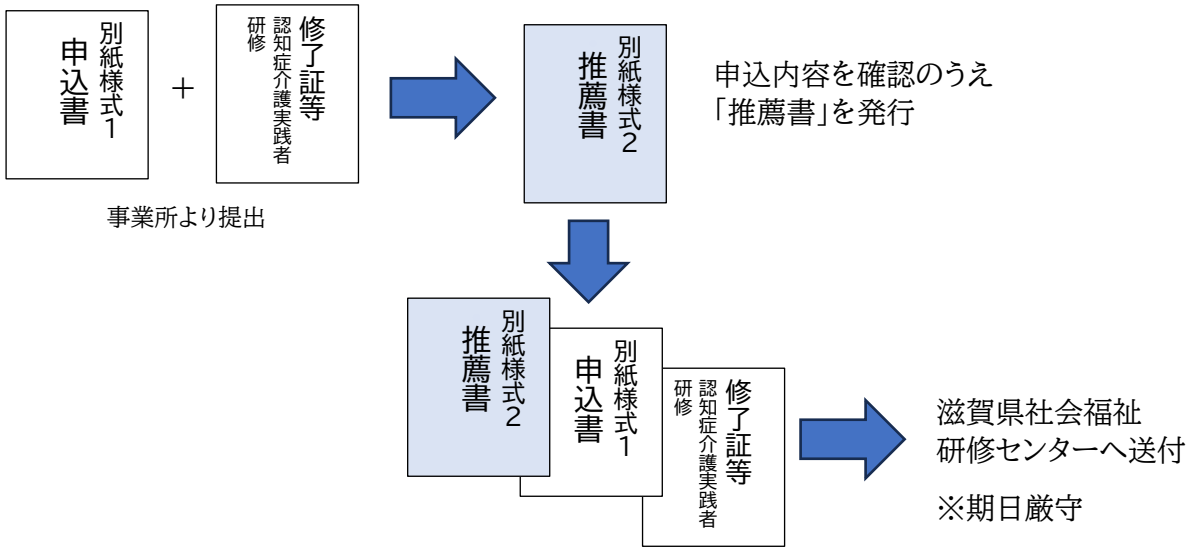
(1)事業所より申し込みがありましたら、推薦書を発行のうえ、申し込み期間内に滋賀県社会福祉研修センターへ送付してください。